

# 民間団体への援助に関する検討会における検討事項の概要

## 1. 基本的検討事項

- (1) 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体と民間団体との役割分担の基本的考え方
- (2) 民間団体の活動実態、財政運営状況の把握
- (3) 民間団体に対する援助の実態の把握
- (4) 民間団体の果たすべき機能、在り方
- (5) 被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲
- (6) 援助の経路、財源等の在り方

## 2. 基本計画検討会で出た検討事項

- (1) 「犯罪被害者保護法人（仮称）」の設立
- (2) 「犯罪被害者基金（仮称）」の設立

### 〔犯罪被害者等基本計画の記載〕

民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施（第4、3.

(1)）

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】

## 民間団体への援助に関する検討会に係る 犯罪被害者等からの意見・要望等について

### 1. 基本施策に係る意見・要望

(基本施策の基礎となる犯罪被害者等の要望の詳細)

[民間の団体に対する財政的援助の充実]

- ・ 被害形態がDV、虐待、性被害、未解決事件など、早期支援団体が不慣れな領域を支援している民間ボランティア団体に対しても継続的な経済的支援。
- ・ 自助グループへの継続的物的財政的支援。
- ・ 地方自治体による財政支援を充実させてほしい。
- ・ 市町村の負担金支出の根拠となる規定を整備してほしい。
- ・ 被害者支援を行政の取り組むべき業務として位置づけてほしい。
- ・ 支援員の研修費用への補助がほしい。
- ・ 民間支援団体へ財政的支援をしてほしい。
- ・ 民間犯罪被害者支援組織では財政基盤確立と人材確保が急務。
- ・ 被害者支援法人を法制化し、一定の条件の下に国庫から継続的に財政支援を受けて安定した財政基盤の下で支援に当たりたい。
- ・ 民間の犯罪被害者支援団体が十分な被害者支援を行えるよう経済的援助を行ってほしい。
- ・ 国から被害者の自助グループへの財政的支援。
- ・ 更生保護法人と同様、犯罪被害者支援組織も法人化(犯罪被害者保護法人)し、一定条件の下で国が継続的に財政支援を行うとともに、特定公益増進法人に指定し税法上の優遇措置が受けられるようにする必要があるのではないか。
- ・ 支援活動をしている民間団体への財政援助を考えてほしい。
- ・ 「被害者会館」の創設や被害者、遺族等が優先的に公共施設(特に土日等)をしようできる体制整備。

(国民からの意見募集により寄せられた意見の詳細)

- ・ 民間団体では、権限もネットワークも資金も不足しており、法的な裏づけもない。民間団体の活動の指針や根拠のような仕組みを示してほしい。民間団体における相談者に対するサービスを標準化させることが必要。
- ・ 各省庁からの助成が受けられやすい独立行政法人としての組織を作り、全国どこの地域においても標準的な支援が、継続的に受けられる組織が必要。
- ・ 被害者支援のための財源確保に、納税者自身の意思で一定比率については、指定する団体への寄付による納税も認めるような税制改革も含めて、被害者支援のための財源確保が必要。
- ・ 民間の犯罪被害者援助団体、犯罪被害者団体・自助グループを財政的に援助し、その活動を促進するための「犯罪被害者基金(仮称)」を設立すべき。

- ・ 民間シェルターに対する公的助成（予算措置）を講ずべき。
- ・ 民間支援団体への援助が具体的にどんなものか不明。支援スタッフの熱意を支えるためには、経済的裏付けが必要。
- ・ 警察と民間支援団体との連携・協力は必要であるが、民間支援団体は警察から対等独立した存在であるべき。財政的支援その他の支援は、警察からではなく、内閣府から行うべき。
- ・ 地方自治体においても犯罪被害者支援を制度化し、民間支援団体への積極的な支援を行ってほしい。
- ・ 民間団体への財政的支援については、犯給法第23条にいう公安委員会指定の早期援助団体以外にも財政的支援を行う必要がある。
- ・ 早期援助団体の支援対象は罪種が限定されており、漏れてくる被害者が出てくる。もっと幅広い被害者への支援を行う団体を認定するための基準を設けてほしい。
- ・ 支援組織に対する財政的援助・広報に際し、警察と密接に結びついた早期援助指定団体に対する援助・広報と、警察とは一定の距離をとりつつ連携するその他の民間支援組織への援助・広報とに格差を設けないでほしい。

（基本計画検討会の議論において検討すべきとされた意見・要望）

- ・ 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体への財政的支援を行っていない省庁の人的支援に対する対応について。
- ・ どのような団体を対象とするのか、どのような事務に対して支援を行うのか、どのようなルートで財政支援を行うのか、財源をどうするのかについて（特に財源については、「経済的支援に関する検討会」との連携が必要。）。
- ・ 直接支援等の活動費、専門家に払う謝金、常勤スタッフに対する経済的報償、事務所の運営費に対する国の支出が必要。